

令和6年度相良村サテライトオフィス誘致戦略策定業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度相良村サテライトオフィス誘致戦略策定業務

2 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務の目的

相良村（以下「本村」という。）では、少子化・高齢化の進展に伴い、各種産業の担い手の減少や経済規模の縮小など、多くの課題を抱えている。

こうした状況の中で、若年層を中心とした村民の就労選択肢の増加や、移住・定住に繋がる魅力的な仕事を提供するため、相良村総合計画並びに総合戦略、相良村企業誘致・雇用創出プランに基づき、産業振興と雇用の場の創出を行う企業誘致に取り組んでいる。

本業務は、全国約600自治体が行っているサテライトオフィス誘致事業との差別化を図るため、相良村の地域資源や地域課題を活用し、相良村の明確な誘致戦略策定を行うとともに、受託者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済及び地元産業の活性化を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) サテライトオフィス誘致戦略の策定

本村の強みと課題を踏まえ、企業へのPRポイントを盛り込んだ効果的なサテライトオフィス誘致に係る戦略を策定するものとし、以下に留意すること。

ア データや各種計画に基づいた村の現状を把握し、サテライトオフィス誘致による本村への効果、課題を整理すること。

イ 企業が関心をもつような地域課題を含めた地域資源（教育機関・空き家活用など）の洗い出し及び整理をすること。

ウ 企業が進出した際の「メリット」を明確化すること。

エ 地域資源に関連した誘致すべきターゲット業種を選定すること。

オ 上記事項について、役場内の他部局及び村内関係機関、企業等にヒアリングし、幅広く情報収集した上で実施すること。

(2) プレゼンテーション資料の作成

策定した誘致戦略や誘致に関する情報をサテライトオフィス誘致に係るイベント出展時や商談時等に使用するための企業向けプレゼンテーション資料（パワーポイント7ページ程度）を作成すること。

また、必要に応じて村職員が編集可能なデータで納品すること。

5 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに相良村産業振興課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は、以下のとおりとする。また、受託者は業務が完了

したときは成果物を遅滞なく提出して相良村の検査を受けなければならない。

- ・誘致戦略書製本（1式）A4 5部
- ・プレゼン資料データ（1式）A4 5部
- ・業務報告書（1式）A4 5部

6 業務実施にあたっての留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本仕様書によるほか、関係各種法令を遵守して実施するものとする。また、本業務にあたっては第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフトなどを使用する場合には、あらかじめ相良村と協議のうえ著作権法に定められた手続きによること。

(2) 個人情報の保護及び守秘義務

個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、契約期間中又は契約期間外も同様とする。

(3) 成果物の帰属

本業務で履行した内容は、すべて本村に帰属するものとし、受託者は本村の承諾なく他に公表、貸与又は使用させてはならない。契約に基づいて作成された成果物の所有権、著作権、利用権はすべて本村に帰属するものとし、受託者はこれを公表してはならない。

(4) 業務完了後に受託者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者の速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は本業務について、本村の承認を得なければ、この業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(6) 損害賠償

本業務の遂行にあたって、受託者の故意又は過失により、本村又は第三者に損害を与えた場合は、その損害額を保証しなければならない。

7 その他

本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務上遂行する上で疑義が生じた場合は、速やかに本村と受託者とで協議し、その指示を受けること。